令和５年３月 29 日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

電磁的な方法による届出等の努力義務等、新型インフルエンザ等感染症等に係る検体の提出要請等及び新型インフルエンザ等感染症等の患者の退院等の届出に係る規定の施行について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記に関しまして、このたび日本医師会より通知がありました。

同通知は、昨年12月の感染症法等改正における一部規定の本年４月１日の施行に際し、厚生労働省が通知を発出した旨、知らせるものです。

標記の国通知では、施行にあたり、

・特定、第一種、第二種感染症指定医療機関の医師は義務、その他の医師は努力義務とされた電磁的な方法（感染症サーベイランスシステム、HER-SYS等）による感染症の発生届提出等、

・国から「感染症指定医療機関その他都道府県知事が新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させた医療機関の管理者等」に対する新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検体の提出要請等、

・特定、第一種、第二種感染症指定医療機関の医師による新型インフルエンザ等感染症（新型コロナウイルス感染症は当分の間要しない）の患者及び新感染症の所見がある者の退院等の届出の規定に係るQ&Aが示されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html
※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）